

令和 7 年 3 月 2 7 日 開 会

第 7 7 7 回 む つ 市 教 育 委 員 会 会 議

議 案 等 関 係 書 類

< 目 次 >

- 議案第1号 むつ市防災食育センター管理運営規則について（総務課）
- 議案第2号 むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令について
（総務課）
- 議案第3号 むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則
について（総務課）
- 議案第4号 むつ市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について（総務課）
- 議案第5号 むつ市学校規模適正化に関する方針見直しについて（総務課）
- 議案第6号 むつ市下北自然の家を廃止することについて（生涯学習課）

< 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 むつ市議会第263回定例会報告（総務課）
- 報告第2号 令和6年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について（追加）
（総務課）

< その他 >

議案第 1 号

むつ市防災食育センター管理運営に関する規則

むつ市防災食育センター管理運営に関する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

むつ市防災食育センターにおいて行う食育に関する事業の実施及び平常時における管理運営に関する規則を設置するものである。

むつ市防災食育センター管理運営に関する規則

令和 年 月 日公布
むつ市教育委員会規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、むつ市防災食育センター設置条例（令和7年むつ市条例第2号）第1条の規定に基づき、むつ市防災食育センター（以下「防災食育センター」という。）において行う食育に関する事業の実施及び平常時における防災食育センターの管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 防災食育センターに所長を置くほか、必要に応じ総括主幹、主幹、主任主査、主査、主任、主事及びその他の職員を置くことができる。

(職務)

第3条 所長は、上司の命を受け、事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 総括主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務を掌理する。

3 主幹は、上司の命を受け、特定の事務を整理する。

4 主任主査は、上司の命を受け、事務を掌理する。

5 主査は、上司の命を受け、主任主査の補佐的事務に従事し、主任主査が不在のとき、又は主任主査に事故があるときは、その職務を代行する。

6 主任、主事及びその他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(業務)

第4条 防災食育センターにおいて実施する食育に関する業務は、次のとおりとする。

(1) 市立小学校及び市立中学校（次項において「市立学校」という。）に対する学校給食の供給に関すること。

(2) 学校給食の調理過程の見学及び説明に関すること。

(3) 食育に関する授業、研修、講習会等の計画及び実施に関すること。

(4) その他食育に関して必要な事項に関すること。

2 防災食育センターは、教育委員会が特に必要があると認めるときは、市立学校のほか、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する公立学校に対し、前項の業務を実施することができる。

(諸帳簿の整備)

第5条 防災食育センターには、業務日誌、出納簿その他管理運営に必要な帳簿を備え付けなければならない。

(平常時における防災に関する事業への利用)

第6条 平常時における防災に関する事業のために防災食育センターを利用する場合には、市長は、次に掲げる事項をあらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

- (1) 利用日時
- (2) 利用目的
- (3) 利用者数

(事務の取扱い)

第7条 事務の取扱いについては、この規則に定めるもののほか、教育委員会事務局の事務取扱いの例による。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、防災食育センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 2 号

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令について

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

本案は、防災食育センター設置に伴い、所要の条文改正を行うためのものである。

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令

令和 7 年 月 日 公表
むつ市教育委員会訓令甲第 号

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令（平成21年むつ市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「むつ市公民館組織等規則（平成17年むつ市教育委員会規則第16号。以下、「公民館組織等規則」という。）第3条第1項に規定する館長及びむつ市立図書館規則（昭和40年むつ市教育委員会規則第1号。以下、「図書館規則」という。）第3条第1項に規定する館長」を「むつ市公民館組織等規則（平成17年むつ市教育委員会規則第16号。以下「公民館組織等規則」という。）第3条第1項に規定する館長、むつ市立図書館規則（昭和40年むつ市教育委員会規則第1号。以下「図書館規則」という。）第3条第1項に規定する館長及びむつ市防災食育センター管理運営規則（令和7年むつ市教育委員会規則第3号。以下「防災食育センター規則」という。）第3条1項に規定する所長」に改め、同条第10号中「及び図書館規則第3条第2項に規定する総括主幹」を「、図書館規則第3条第2項に規定する総括主幹及び防災食育センター規則第3条2項に規定する総括主幹」に改める。

第8条第3号中「図書館長」の次に「、防災食育センター所長」を加える。

別表第4中

「	図書館長	図書館長の指定する順序による総括主幹	図書館長補佐	図書館長の指定する順序による主幹、主任主査	を
」					
「	図書館長	図書館長の指定する順序による総括主幹	図書館長補佐	図書館長の指定する順序による主幹、主任主査	に改める。
	防災食育センター所長	防災食育センター所長の指定する順序による総括主幹	防災食育センター所長の指定する順序による主幹、主任主査		

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

議案第3号

むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則について

むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和7年3月27日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部 謙 一

提案理由

本案は、むつ市議会第262回定例会において、令和7年4月1日から正津川小学校を大畑小学校へ統合することに関する議案が可決した事に伴い、別表中正津川小学校に関する部分を大畑小学校に統合するほか、所要の条文整理をするためのものである。

むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則

令和 7 年 月 日 公布
むつ市教育委員会規則第 号

むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則（昭和 4 6 年むつ市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

大畑小学区	孫次郎間、涌館、湯坂下、八幡湯坂、兎沢、南町、観音堂、大畑村、松ノ木、松ノ木道、松ノ木ノ内土場、本町、庚申堂、東町、伊勢堂、本門寺前、筒万坂、新町、中島、湊村、上野、水木沢、戦敷、高橋川、奈良ノ木平、添木、小目名村、赤坂、小目名家ノ下、葉色、明神平、薬研、赤滝山、朝比奈岳、関根橋、正津川大畑道、谷地道、重兵エ沢、鳥谷場、柳沢、正津川道、四ツ谷、釣屋浜、二枚橋、大畑道、赤川村、小赤川、大赤川、佐助川、木野部、鍵掛、赤岩	を
正津川小学区	正津川戦敷、正津川中道、正津川、正津川高待、正津川平	

大畑小学区	孫次郎間、涌館、湯坂下、八幡湯坂、兎沢、南町、観音堂、大畑村、松ノ木、松ノ木道、松ノ木ノ内土場、本町、庚申堂、東町、伊勢堂、本門寺前、筒万坂、新町、中島、湊村、上野、水木沢、戦敷、高橋川、奈良ノ木平、添木、小目名村、赤坂、小目名家ノ下、葉色、明神平、薬研、赤滝山、朝比奈岳、関根橋、正津川大畑道、谷地道、重兵エ沢、鳥谷場、柳沢、正津川道、四ツ谷、釣屋浜、二枚橋、大畑道、赤川村、小赤川、大赤川、佐助川、木野部、鍵掛、赤岩、正津川戦敷、正津川中道、正津川、正津川高待、正津川平	に改める。
-------	---	-------

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第4号

むつ市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

むつ市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和7年3月27日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部 謙一

提案理由

本案は、正津川小学校の大畑小学校への統合に伴い正津川小学校に関する公印を廃止するため所要の条文改正を行うためのものである。

むつ市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日 公布
むつ市教育委員会規則第 号

むつ市教育委員会公印規則（平成24年むつ市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	青森県むつ市立大畑小学校之印	青森県むつ市立大畑小学校之印	4	5	1	青森県むつ市立大畑小学校長	を
」	青森県むつ市立正津川小学校之印	青森県むつ市立正津川小学校之印	4	5	1	青森県むつ市立正津川小学校長	」

「	青森県むつ市立大畑小学校之印	青森県むつ市立大畑小学校之印	4	5	1	青森県むつ市立大畑小学校長	に、
」							」

「	青森県むつ市立大畑小学校長印	青森県むつ市立大畑小学校長印	2	1	1	青森県むつ市立大畑小学校長	を
」	青森県むつ市立正津川小学校長印	青森県むつ市立正津川小学校長印	2	1	1	青森県むつ市立正津川小学校長	」

「	青森県むつ市立大畑小学校長印	青森県むつ市立大畑小学校長印	2	1	1	青森県むつ市立大畑小学校長	」
」							」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 号

むつ市学校規模適正化に関する方針

むつ市学校規模適正化に関する方針について次のように定めたいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 1 号の規定により教育委員会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

平成 2 8 年に策定したむつ市学校規模適正化に関する方針について令和 7 年 4 月 1 日付けで見直しを行うものである。

□むつ市学校規模適正化に関する方針（令和7年4月1日 策定）

1. はじめに

むつ市教育委員会（以下、「市教委」という。）では、平成27年1月27日に文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（以下、「国の手引き」という。）に基づき、平成28年に「むつ市学校規模適正化に関する方針」（以下、「旧方針」という。）を定め、学校規模の適正化に努めてきた。

この度、旧方針策定から8年が経過し統廃合を実施した学校もあることから、令和7年3月31日をもって旧方針を廃止し、改めて「むつ市学校規模適正化に関する方針」を定めるものである。

2. 経緯

市教委では、むつ市、川内町、大畑町及び脇野沢村による市町村合併（平成17年3月14日）に伴い学校数が大幅に増加し、旧町村部には極小規模校も点在したことから、教育の地域格差の是正、教育環境の均一化及び複式学級の解消を目的とし、平成17年7月（平成18年9月策定調整）に「むつ市学校統廃合計画」を策定し、学校規模の適正化に取り組んできた。

その結果、市町村合併当初、小学校22校、中学校10校であった学校数は、平成24年度末において小学校13校、中学校9校となった。

（参考）平成17年度から平成24年度までの状況

- ・ 平成17年度をもって佐助川小学校を閉校し、平成18年度より大畑小学校へ統合
 - ・ 平成19年度をもって鳥沢小学校を閉校し、平成20年度より関根小学校へ統合
 - ・ 平成19年度をもって角違小・中学校を閉校し、平成20年度より大湊小学校及び大湊中学校へ統合
 - ・ 平成19年度をもって桧川小学校、宿野部小学校及び蠣崎小学校を閉校し、平成20年度より第一川内小学校へ統合。
 - ・ 平成19年度をもって小目名小学校、関根橋小学校を閉校し、平成20年度より大畑小学校へ統合。
 - ・ 平成22年度をもって第一川内小学校と第二川内小学校を閉校し、平成23年度より川内小学校を開校（統合）。同校校舎は川内中学校に併設し、施設一体型小中一貫校となる。
 - ・ 平成23年度をもって城ヶ沢小学校を閉校し、平成24年度より大湊小学校へ統合
- 一方、文部科学省は、平成27年1月に約60年ぶりに公立小学校・中学校の適正

規模・適正配置等に関し、市町村教育委員会に指導・助言・援助を行う際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた国の手引きを策定した。この背景には、全国的な少子化が続く中、小学校、中学校が過度に小規模化し、教育条件への影響が懸念されていることや、それに伴う課題がかつてよりも一層顕在化しているとの指摘があるほか、交通機関の発達により生活圏が拡大しているといった通学条件の変化も含め、各市町村において、それぞれの地域の実情に応じて教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことが求められていることがある。

これを受け市教委では、旧方針において、国の手引きの基準において速やかに統廃合を検討する必要があるとする目安に該当する学校として、小学校では、複式学級が存在する規模として、奥内小学校、関根小学校、正津川小学校、二枚橋小学校及び脇野沢小学校の5校、クラス替えができない6学級の規模として、大湊小学校及び川内小学校の2校を示した。また、中学校では、複式学級はないものの、クラス替えができない3学級規模の学校として、大湊中学校、近川中学校、関根中学校、川内中学校、脇野沢中学校の5校を示した。

3. 旧方針に基づく学校規模適正化に関する取組

旧方針で速やかに統廃合を検討する必要があると示した学校について、平成28年度から令和6年度までの統廃合の状況及び決定した統廃合は次のとおりである。

- ・ 平成28年度より脇野沢小学校を脇野沢中学校に併設し、施設一体型小中一貫校となる
- ・ 平成30年度より関根中学校を関根小学校に併設し、施設一体型小中一貫校となる。
- ・ 令和3年度をもって二枚橋小学校を閉校し、令和4年度より大畑小学校へ統合
- ・ 令和6年度をもって正津川小学校を閉校し、令和7年度より大畑小学校へ統合
- ・ 令和7年度をもって奥内小学校を閉校し、令和8年度より第三田名部小学校へ統合
- ・ 令和8年度をもって近川中学校を閉校し、令和9年度より田名部中学校へ統合

4. 学校現場並びに地域の現状と課題及び令和7年度以降の方針

令和7年4月1日現在、国の手引きの基準において速やかに統廃合を検討する必要があるとする目安に該当する学校は、小学校では、複式学級が存在する規模として、関根小学校及び脇野沢小学校の2校、クラス替えができない6学級の規模として、大湊小学校及び川内小学校の2校がある。また、中学校では、複式学級が存在する規模として、脇野沢中学校の1校、クラス替えができない3学級規模の学校として、大湊中学校、関根中学校、川内中学校の3校がある。

①【むつ地区】

小規模校が存在する一方、田名部中学校は、生徒数が市内全生徒の約50%を占める大規模校となっていることに注視する必要がある。

◇関根小学校

平成28年度では、児童数49名で一部複式学級であったが、今後の児童数は増加が見込まれると判断していた。

平成30年度に関根中学校が併設され、施設一体型小中一貫校となった。

令和6年度では、児童数41名で一部複式学級となっており、児童数は若干の減となっている。

令和12年度には、児童数25名の見込みとなっている。

◇大湊小学校

平成28年度では、児童数132名で各学年単式1学級であったが、今後の児童数は同程度で推移し、単式学級は維持できると判断していた。

令和6年度では、児童数78名で各学年単式1学級となっており、減少傾向にはあるが単式学級は維持できる状態である。

令和12年度には、児童数55名の見込みとなっている。

◇関根中学校

平成28年度では、生徒数30名で各学年単式1学級であったが、今後の生徒数は同程度で推移し、当面は単式学級は維持できると判断していた。

平成30年度に関根小学校に新築併設し、施設一体型小中一貫校となった。

令和6年度では、生徒数28名で各学年単式1学級となっており、若干の減となっているが単式学級は維持できる状態である。

令和12年度には、生徒数18名の見込みとなっている。

◇大湊中学校

平成28年度では、生徒数77名で各学年単式1学級であったが、今後の生徒数は同程度で推移し、当面は単式学級は維持できると判断していた。

令和6年度では、生徒数45名で各学年単式1学級となっており、減少傾向にはあるが単式学級は維持できる状態である。

令和12年度には生徒数32名の見込みとなっている。

◆学校規模適正化についての考え方

令和6年度時点で具体の検討は行っていないが、関根地区、大湊地区共に児童生徒数の減少に留意が必要であり、将来的には、学校規模適正化について検討を必要とする学校と判断している。

その際、関根中学校は平成30年度に新築した比較的新しい校舎であり、校舎の利活用も含め検討する必要がある。

②【川内地区】

川内小学校・川内中学校は、平成23年度から当市では初となる施設一体型小中一貫校となり、そのメリットを最大限に活かした教育を推進し、当市における小中一貫教育の牽引役としての役割を担っている。

◇川内小学校

平成28年度では、児童数125名で各学年単式1学級であった。また、児童数は減少する見込みであったが、当面は、単式学級を維持できると判断していた。

令和6年度では、児童数67名で各学年単式1学級となっており、減少傾向にはあるが単式学級は維持できる状態である。

令和12年度には児童数40名の見込みとなっている。

なお、令和11年度においては新入学児が0名の見込みとなっている。

◇川内中学校

平成28年度では、生徒数105名で各学年単式1学級であった。また、生徒数は減少する見込みであったが、当面は、単式学級を維持できると判断していた。

令和6年度では、生徒数66名で各学年単式1学級となっており、減少傾向にはあるが単式学級は維持できる状態である。

令和12年度には生徒生徒32名の見込みとなっている。

◆学校規模適正化についての考え方

児童生徒数の減少に留意が必要であり、将来的には、学校規模適正化について検討を必要とする学校と判断している。

その際、両校は、川内地区唯一の小学校及び中学校であることから、地域に与える影響も含め、検討する必要がある。

③【大畑地区】

令和7年度に正津川小学校を大畑小学校へ統合したことにより、大畑地区では、小学校1校、中学校1校まで統廃合が進んでいる。

◆学校規模適正化についての考え方

令和7年4月1日現在、大畑地区において、国の手引きの基準において速やかに統廃合を検討する必要があるとする目安に該当する学校はないが、児童生徒数の推移に注視していく必要がある。

④【脇野沢地区】

平成28年に脇野沢中学校に脇野沢小学校を新築併設し、施設一体型小中一貫校となっている。

◇脇野沢小学校

平成28年度では、児童数21名の完全複式校であったが、今後も多少の増減はあるものの、同程度の児童数で推移すると判断していた。

令和6年度では、児童数10名の完全複式校となっている。

令和12年度は、児童数が4名の見込みとなっている。

◇脇野沢中学校

平成28年度では、生徒数22名の各学年単式1学級で、今後は生徒数の減少により、令和2年度には生徒数が14名となり1・2学年が複式学級になると判断していた。

令和6年度では、生徒数6名で1・2学年が複式学級となっている。

令和12年度は、生徒数が4名の見込みとなっている。

◆学校規模適正化についての考え方

両校とも、極小規模校となっており、今後も児童生徒が減少する見込みである。児童生徒の通学距離や通学時間等を勘案し、現状を維持していきたいとこ

ろではあるが、学校規模適正化について検討を必要とする学校と判断している。

その際、両校は、脇野沢地区唯一の小学校及び中学校であることから、地域に与える影響も含め、検討する必要がある。

5. 今後の方向性

むつ地区、川内地区の検討を要する学校については、児童生徒数の動向に留意しながらも、当面は現状の学校規模での教育活動を推進していくことを目指す。

脇野沢地区については、今後、更なる児童生徒数の減少により、よりよい教育活動を維持することが難しい状況になることから、現状維持の検討と併せ、統廃合を含めた学校規模の在り方についても検討を進めていく。

一方、どの地域においても学校が地域コミュニティの中心となっていること及び教育DXの推進により教育を取り巻く環境が大きく変化していること踏まえ、人口減少化における学校の在り方についても調査、研究を進めていく必要がある。

議案第6号

むつ市下北自然の家を廃止することについて

むつ市下北自然の家を廃止とすることについて、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第2号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和7年3月27日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部 謙一

提案理由

むつ市下北自然の家は、多額の維持管理費を要する施設であるが、利用者数の減少に伴い収益が減少していること及び築45年の施設であり、今後、多額の改修費用が見込まれることから、令和8年3月31日をもってむつ市下北自然の家を廃止するものである。

むつ市議会第263回定例会報告

会期：2月18日（火）～3月14日（金）

1. 一般質問 2月27日（木）～3月3日（月）

質問者 1番 高橋 征志 議員

質問事項：1. 学校運営とPTAについて

- (1) 「PTAの加入は自由」であることの周知について
- (2) 学校から第三者への個人情報の提供について

質問の要点：① 新入学生に対し、PTAの加入は自由であることの周知はされたか

- ② 保護者の同意を得ずにPTAへ保護者並びに児童生徒の個人情報を提供していないか

質問事項：3. 教育予算について

- (1) 保護者の私費で学校備品を購入していることに対する考え方について

質問の要点：① 学校備品は公費負担が原則であると解釈するのが妥当であると考え、解釈を問う

【答弁概略】

2. 学校運営とPTAについて

① 新入学生に対し、PTAの加入は自由であることの周知はされたか

次年度の新入学生に対しましても入学説明会などの機会を活用し周知が行われております。

② 保護者の同意を得ずにPTAへ保護者並びに児童生徒の個人情報を提供していないか

各学校における個人情報の取扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき法律で提供が認められる場合を除き、PTAに限らず適切な取扱いが行われているものと認識しております。

（再質問）教育委員会は学校に対し、法令遵守を指導する立場にある。個人情報の取り扱いについて、保護者から相談があった場合は教育委員会で対応してもらえるのか。また仮に、学校の対応に不備があった場合は、教育委員会からの指導はしてもらえるのか

教育委員会では個人情報の取り扱いに限らず、保護者から何か相談があった際は、お話を伺い、学校と連絡をとりながら問題解決に努めております。また、学校の対応に不備がある場合は助言や指導を行っております。

3. 教育予算について

① 学校備品は公費負担が原則であると解釈するのが妥当であるとするが、解釈を問う

学校備品につきましては、原則、公費で購入しております。学校徴収金の一部が学校備品の購入に使用されていることにつきましては、学校と保護者が共通理解のもとで行われているものと認識しており、自主性が重んじられる学校運営に保護者が参画し、児童生徒にとって、より充実した学校環境を実現するための自主的な取組として尊重すべきものと考えております。

質問者 6番 櫻田秀夫 議員

質問事項：2. 奨学金について

(1) 奨学金返還サポートについて

質問の要点：① むつ市奨学金制度利用状況と今後の課題について

② 貸与型奨学金を受けた学生が卒業後に返済することが困難となった場合、どのような支援や猶予措置が取られているのか

質問事項：3. 教育行政について

(1) 保護者との連絡ツールの現状と課題について

質問の要点：① 現行の連絡ツールについて

② デジタルツールを使用することで得られるメリットとデメリットについて

③ 多様な連絡ツールを使用する中での、情報の一貫性と正確性の確保について

④ 対面コミュニケーションの重要性について

【答弁概略】

2. 奨学金について

① むつ市奨学金制度利用状況と今後の課題について

② 貸与型奨学金を受けた学生が卒業後に返済することが困難となった場合、どのような支援や猶予措置が取られているのか

過去5年間の年度当初の貸与者数は、令和6年度は98名、令和5年度は103名、令和4年度は110名、令和3年度は103名、令和2年度は98名となっております。本年度、返還対象者は合計248名で、返還予定額は、5,189万2,000円となっております。その内、滞納者は63名で、滞納金額は、1,688万2,000円となっております。課題といたしましては、滞納者への対応や、基金残高が減ることにより、将来的な制度運営に支障が生じる可能性があることが挙げられます。

卒業後に返還が困難となった場合の支援や猶予措置についてであります。特別の事情により奨学金の返還が困難な場合は、届け出により相当の期間その返還を猶予することとしております。

3. 教育行政について

① 現行の連絡ツールについて

印刷物の配付のほか、デジタルツールとして、メール配信や保護者専用連絡ツール、G o o g l eフォームによる欠席等の連絡など複数のツールを活用し連絡を行っております。

② デジタルツールを使用することで得られるメリットとデメリットについて

個人情報漏えいのリスク、インターネット接続が不安定な場合に連絡が遅れることや、コンピュータやスマートフォンの操作に慣れていない保護者とのデジタル格差等が考えられます。

③ 多様な連絡ツールを使用する中での、情報の一貫性と正確性の確保について

保護者との連絡は、全てのツールにおいて同じ情報を提供していることから、一貫性や正確性は確保されております。

④ 対面コミュニケーションの重要性について

対面のコミュニケーションでは、声のトーンや表情、身振り手振りなど、言葉だけでは伝わらない非言語的な重要な情報が伝わり、深い理解と信頼関係を築くことができることから、非常に重要なコミュニケーションの手段であると考えております。教育委員会といたしましては、デジタルツールの利便性を活用しつつ、対面のコミュニケーションを重視することで、保護者の皆様との信頼関係を維持し、より良い学校教育を提供してまいります。

質問者 7番 住吉年広 議員

質問事項：3. 避難所環境の抜本的な改善について

(3) 空調設備整備臨時特例交付金を活用した学校体育館の空調設備について

質問の要点：① 新たな交付金を活用して、避難所となる体育館の空調整備を行う予定はあるか

【答弁概略】

3. 避難所環境の抜本的な改善について

① 新たな交付金を活用して、避難所となる体育館の空調整備を行う予定はあるか

教育委員会では、普通教室等への冷房整備、体育館や特別教室へのポータブルクーラー配備、体育館を含む学校トイレの洋式化工事に取り組んでおり、これらは教育環境の改善はもちろん、避難所機能の向上にも大きく寄与しているものと考えております。学校体育館への空調設備整備につきましても、教育環境の改善及び避難所環境の改善を図る上で非常に効果のあるものと認識しており、今後、様々なニーズのある学校施設改修の検討において優先順位を熟慮しながら、また、市防災担当とも連携を図りながら、新たな交付金の活用も含め検討してまいります。

す。

質問者 12番 佐藤 広政 議員

質問事項：2. 教育行政について

(1) 下北自然の家廃止についての経緯は

質問の要点：① 多くの市民が利用してきた施設であることから、指定管理者である教育福祉振興会のこれまでの活動と教育委員会が施設を廃止するに至る経緯について広く市民に周知したい。

【答弁概略】

2. 教育行政について

① 多くの市民が利用してきた施設であることから、指定管理者である教育福祉振興会のこれまでの活動と教育委員会が施設を廃止するに至る経緯について広く市民に周知したい。

下北自然の家につきましては、宿泊可能な施設として、小学5年生の宿泊体験学習や自然環境をいかした野外体験学習等の実績を評価する一方、年間約1億円と多額の指定管理料を要する施設でありながら、利用者数が減少していること、施設老朽化により今後、多額の改修費が見込まれることが課題であり、令和4年度から廃止を検討する施設と位置づけ、検討を重ねておりました。

この間、指定管理者である一般財団法人むつ市教育福祉振興会では、利用者の増加を目指し積極的な広報に努める他、新たな野外プログラムの開発や、県有施設である梵珠少年自然の家や種差少年自然の家との情報交換を行いながら、より多くの方々に御利用いただけるよう取り組んでいただいております。

しかしながら、コロナ禍や少子化の影響は大きく、令和元年度と令和5年度の利用者数を比較すると、約2,400人の減少となっており、この減少傾向は今後も続くものと深く憂慮いたしておおります。これらの課題と現状を踏まえ、現在の指定管理期間が終了する令和8年3月31日のおよそ1年前となる本年1月に、教育委員会事務局の方針として施設廃止の結論に至ったところでございます。

なお、下北自然の家周辺の自然環境をいかした野外体験活動については、今後、建物を利用しなくても可能な取り組みを検討してまいります。

(再質問) 今後の廃止スケジュールはどうなっているのか。

3月に予定しております教育委員会会議において、施設廃止の議案について御審議いただくこととなります。なお、施設廃止について議決いただいた際は、令和7年度末となる令和8年3月31日をもって、施設を廃止することとなります。下北自然の家周辺の自然環境を活かした野外体験活動のあり方については、施設廃止が決定次第、検討を本格化させたいと考えております。

質問者 9番 富岡直哉 議員

質問事項：1. 中学校部活動の地域移行について

- (1) 地域クラブへの完全移行に向けた進捗と課題について
- (2) 認定地域クラブへの対応について
- (3) 今後目指すべき地域クラブの在り方について

質問の要点：① 令和7年度の地域移行完了に向けて現状はどのようになっているのか。また、課題は何か。
② むつ☆かつ以外の地域クラブへの支援をどのように考えているか。
③ 学校部活動に代わり地域でクラブ活動が展開されていくための将来像は。

質問事項：2. むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例について

- (1) 本条例の制定後、どのような変化がみられたか
- (2) 効果・検証は、どのように進めていくのか

質問の要点：① この1年でどのような取組をしたのか
② 効果の計り方はどのようにするのか

【答弁概略】

1. 中学校部活動の地域移行について

① 令和7年度の地域移行完了に向けて現状はどのようになっているのか。また、課題は何か。

令和5年度からスタートいたしました中学校部活動の地域移行は、現在2年目を迎えており、今年度も部活動として行われている、軟式野球、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球、スキーを地域移行し、令和7年度当初には、中学校の全ての部活動が地域クラブへ移行することとなります。

地域移行を進める中では、様々な課題が生じ、一つずつ解消しながら取り組んでいるところでありますが、大きな課題としては、活動場所の確保、生徒の移動手段の確保、そして、生徒や保護者と一層信頼関係を深めていくことがあげられます。

(再質問) 中体連の大会参加要件等の課題は全て解消されたのか。

令和7年度では、全ての競技において地域クラブが出場できることになっておりますが、競技ごとにその条件が異なっております。そして、競技によっては、地域クラブとして出場することが非常に難しい条件もあるため、教育委員会としても下北地区中体連とともに上部団体へ条件見直しの要望や働きかけをしております。また、市内の各スポーツ協会においては、中学生の大会出場機会をできるだけ増やすことができるように参加要件を見直して大会を開催していただくなどの御配慮を賜っております。地域クラブは、あくまでも示された条件の中で中体連に参加することとなりますが、関係機関の皆様と情報を共有し、共に声を上げながら地域のこどもたちにとってより良い環境になるよう努めてまいります。

(再質問) 指導者及びマネージャーの確保の状況について

指導者の確保につきましても、課題の一つではありますが、特にスポーツに関しましては、各協会から指導者を紹介していただいているほか、協会が主体となって指導にあたっていただいている場合もあります。中学校教員につきましても、今年度は21人（市内中学校教員の約14%）の方に指導者として御協力いただいております。また、マネージャーにつきましても、現在16人雇用しておりますが、来年度は、クラブを増設するため、さらに増員したいと考えております。今後、地域クラブは、地域の皆様の力をお借りしなければ創り上げていくことができないと考えておりますので、この取組に一層の御理解をいただけるよう努めてまいります。

（再質問） 地域クラブと学校との連携体制は円滑に進んでいるのか。また、教員の労働環境（長時間労働）は改善されているのか。テスト週間など学校行事等の集約（統一化）に関する見解は。

学校との連携は、円滑に進めさせていただいております。平素より、むつ☆かつの運営におきましては常時学校と綿密な連携を取らせていただいております。活動場所を急遽変更する場合等は、学校内で校内放送により子どもたちにその周知を図る、学校にむつ☆かつの活動状況をお知らせし、地域移行前と同じように生徒を多面的に見て貰えるように、そのような配慮もいたしております。むつ☆かつで入賞した、県大会に参加した、そうしたものが学校から出る通知表に記載されていて、学校との連携が確かめられて非常に嬉しい、そういうお声を保護者から頂戴したこともあります。

教員の労働時間に関しましては、一概にこうであるということは申し上げにくいのですが、参考となる数字があります。令和2年度、本市中学校の教職員のいわゆる残業時間は、75.1時間でした。それが今年度は、年度途中ではありますが、50.3時間、時間にして24.8時間、そして割合にして33%が縮減されております。全てがむつ☆かつによるものでは当然ないと考えておりますし、学校ごと、むつ☆かつ以外にも小学校、中学校でも校務改善に取り組んでいただいておりますので、ただちにこれをもってむつ☆かつの成果大と申し上げることはできませんが、一定の方向性は私どもとしても把握しており、嬉しく感じているところです。

学校行事の集約につきましても、学校の行事予定はあくまで各学校で地域の実情等も考慮しながら編成するものであり、当方として一律に定めることは妥当ではないと考えております。しかしながら、そうした中であっても、私どもと各学校で情報共有や意見交換をし、子どもたちにとって活動しやすい状況を構築できていることもお話しできるのではないかな、と考えております。

（再質問） 地域クラブにおいて、部活動が担ってきた教育的意義をどのように継承・発展させていくのか。

地域クラブに携わる関係者には、学校部活動の意義について正しく理解していただくことと合わせて、学校部活動はこうあるべきという「指導観」を転換し、考え方をアップデートさせるなど、新しい価値観の創造も大切であると考えております。様々な自治体の情報を集めるなかで、この新しい考え方を取り入れていくことの有無や理解の度合いにおいて、その後の地域移行の進み具合が全く異なる

るということも聞いております。そのような点からも、部活動が担ってきた意義を尊重しながら、それだけに囚われることなく、足下を見つめ、将来を見据えた取組をしていくことが必要であると考えております。

② むつ☆かつ以外の地域クラブへの支援をどのように考えているか。

地域移行において、地域の方が自分たちで立ち上げたクラブがございますが、むつ市地域文化・スポーツクラブでは、中学生の活動の受け皿と認められる団体に対しまして、大会参加料と保険料の補助をしており、今年度は、2団体から申請をいただいております。また、来年度に向けては、軟式野球、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニスで11団体ほどのクラブ設立の計画があると把握しております。地域の方が主体となってクラブが運営されることは、中学生の選択肢と活動の幅が広がることにつながりますので、来年度からは、より活用しやすい補助制度に改正し、補助額も引き上げることを想定した予算案を本議会において提案させていただいており、地域の皆様が主体となったクラブ活動の活性化も図ってまいりたいと考えております。

(再質問) 活動場所の確保について対応しているのか。

各地域クラブの関係者からは、活動場所の確保に配慮して欲しいとの声をいただいております。教育委員会といたしましては、学校と協議し、学校体育施設開放事業において、一部を中学生を対象とするクラブ活動で優先的に使用できるように調整しているところです。一般の利用希望者には御不便をお掛けすることとなりますが、中学校部活動の地域移行は、国からも要請されている取組でありますことから御理解を賜りたいと存じます。

(再質問) 活動場所への移動の支援について、どのように考えているか。

むつ☆かつのバスは、むつ☆かつ参加生徒の人数をもとに大きさを決め、遠方からの参加生徒にもできる限り配慮して運行経路と時間を設定しております。むつ☆かつ全体のクラブ運営に支障がなければ、バスを利用していただくことも可能かと考えられますが、令和7年度においては、5月以降でなければ、教育委員会としてもむつ☆かつの入会者数とバス利用者数を正確に把握できませんので、一般のクラブの利用につきましては、それ以後でなければ具体的な検討は難しいことを御理解賜りたいと存じます。また、地域移行においては、活動場所への移動をどのようにして担っていくかということも、今後の検討課題であると考えております。

③ 学校部活動に代わり地域でクラブ活動が展開されていくための将来像は。

今後目指すべき地域クラブの在り方についてであります。端的に申し上げますと、地域の実状に応じた持続可能なクラブであることではないかと認識しております。これまで部活動は、学校単位で全てを担ってきましたが、生徒数の減少を大きな要因として、その仕組みを維持できなくなったため、地域移行が必要になりました。そして、行政が主体となって、部活動と同じような環境を目指して取り組んできた中で、様々な課題に面しており、今後、持続可能な取組としてい

くためには、保護者、そして、地域の皆様から一層の御理解と御協力をいただきながら、魅力あるクラブ運営をしていくことが必要であると考えております。地域移行が完了した後の具体的な方向性につきましては、改めて、関係機関の皆様と協議をさせていただくとともに、企業との協力体制の可能性も探りながら、持続可能な運営体制を構築してまいりたいと考えております。

(再質問) 将来的にスポーツ少年団等との連携も進めていかなければならないと考えるが所見をうかがう。

現在の取組を進める中で、小学生も対象にして欲しいという声もうかがっております。まずは、中学生の地域移行を確実に進め、指導者の確保や活動場所の課題を解消しながら、その次の段階として検討してまいりたいと考えております。

(再質問) 地域移行は、将来的に地域で運営されていくべきものとするが、運営費の確保、市の予算措置も含めてどのような将来像を描いているか。

地域移行は、これまで学校が全てを担ってきた部活動という仕組みが維持できなくなったため必要になった取組であります。生徒数の減少が大きな要因ですが、こどもたちの人格形成の責任を学校や教員に大きく依存してきた側面もあるものと考えております。そのため、地域クラブが持続的に運営されていくためには、地域全体で支えていただく必要がございます。もちろん市の財政的支援は必要であると考えておりますが、運営費については企業の支援を募るほか、指導者等の人的資源については、地域の皆様、保護者の皆様に御協力をお願いしなければならないと考えております。

(再質問) 下北全域での連携については、現時点において、市長はどのように考えているのか。

当市では令和7年度に地域移行が完了する見込みとなっている中で、行政が主体となった地域クラブでありますむつ☆かつ以外にも、一般の方が地域クラブを設立する動きが活発化しております。地域クラブは、地域の実状に合わせて、持続可能な取組をしていくことが求められるものでありますことから、まずは、各市町村において、実現できることに取り組んでいくことが、望ましいと考えております。もちろん、下北全域での取組につきましては、今後の生徒数の減少を考えた場合、地域が一体となって進める必要があるものと認識しており、市町村の間で、情報共有を一層密にしながら、こどもたちにとってより良い環境を構築できるように検討してまいりたいと考えております。

【答弁概略】

1. むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例について

① この1年でどのような取組をしたのか

山車行事関係者の方々をはじめとし、その他の多くの伝統行事及び民俗芸能に係わるの方々から、口々に「条例ができて励みになる」等のお言葉を頂戴いたしており、条例制定により伝統行事及び民俗芸能の継承発展の機運が大いに高まった

ものと喜ばしく思っております。また、各学校においては、児童生徒に対し地域行事への参加を促すとともに、登校日の調整や伝統行事や民俗芸能に関する学習を行う等の御対応をいただき、囃子方、あるいは観賞として伝統文化に賑わいをもたらし、その発展に御貢献いただいております。

(再質問) 市民、学校、事業所等には、どのような周知をしてきたか。

条例制定をした旨、ホームページに掲載して周知を図っております。

(再質問) 「事業者は活動を支援するよう努力するものとする」とされており、具体的な協力の形が示されていないため、具現化する必要性を感じるが、この点についてどのように考えているのか。

本条例は理念条例であるため、具体の取り組みを示すことを目的としておりません。そのため、事業者の皆様は、自らが考え、できる範囲で支援を行っていただくことが望ましいと考えております。

② 効果の計り方はどのようにするのか

本条例は、いわゆる理念条例であることから、教育委員会といたしましては、本条例に定める市の役割をしっかりと果たし、理念の浸透、実現に努めてまいりたいと考えております。また、その検証につきましては、関係各位から、適宜適切にお話をお伺いするとともに、伝統文化の場に赴き、変容をしっかりと把握してまいりたいと考えております。

(再質問) 今後、担い手不足への対応が重要性を増してくると考えている。例えば、若者の参加の促進、学校教育との連携、外部人材の活用など実際に担い手を増やす取組が必要であると考えますが、これから市は、どのように取り組んでいくのか。

担い手不足の問題は、一保存団体の問題ではなく、市全体の課題として捉えており、難しい課題ではありますが、解決のためのキーワードは「郷土愛」であると考えております。各学校においても、その認識のもとで工夫した取り組みを行っていただいております。また、本条例においては、民俗芸能団体等の役割として、担い手の育成に努めることが示されております。教育委員会といたしましては、各民俗芸能団体の取り組みを支援することで、担い手不足解消に取り組んでまいります。

(再質問) 補助金や奨励金制度の検討状況は。

現在、文化庁の補助金や民間団体の助成事業を各保存団体へ情報提供しております。令和6年度は、文化庁の地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）を活用している団体が、令和5年度の3団体から6団体へ増加し、さらに令和7年度事業への要望団体は7団体へと増えております。この補助事業は、補助率が最高85%と高いことから、引き続き、本制度を中心に各種助成制度の紹介を行ってまいります。

(再質問) 文献等の整備 (デジタル技術を活用して) も進めていかなければなら
ないと感じるが、その点についてどのように考えるか。

記録保存を考える場合、各地域で継承されている民俗芸能や伝統行事の取り
組みについて、どの内容をどのように保存していくかを、地域の皆様や各民俗
芸能団体の皆様に考えていただく必要がございます。教育委員会といたしまし
ては、それぞれの地域や民俗芸能団体が願う記録保存ができるよう、相談や支
援を行ってまいります。

質問者 4番 工藤祥子 議員

質問事項： 2. こどもの貧困対策について

(3) 就学援助制度等の充実について

**質問の要点： ① 支給対象者や支給項目を増やしたり、支給単価を引き上げたり
しないのか。**

【答弁概略】

2. こどもの貧困対策について

① 支給対象者や支給項目を増やしたり、支給単価を引き上げたりしないのか。

就学援助制度のうち、準要保護者に対する認定基準、援助項目及び支給額は国
の基準がなく、市の裁量により定めることとなっております。詳細を公開してな
い、また、他の制度により補完している自治体もあるため、就学援助制度のみで
単純に比較することはできませんが、本市では住民税所得割非課税世帯に加え、
失業中の世帯や保護者が怪我や病気で働けなくなった世帯を対象に支援しており
ます。また、就学援助制度の在り方につきましては、児童・生徒をとりまく状況
を注視しつつ、物価高騰などの社会情勢を考慮し、経済的な理由によって就学が
困難になるといったことがないよう、調査・研究してまいります。

(再質問) 令和5年度の全国、青森県及びむつ市の就学援助率は。

全国の就学援助率は13.66%、青森県は16.09%、むつ市は12.42%となっております。

2. 議案審議 3月5日 (水)

教育委員会関係

議案第 3号 むつ市防災食育センター設置条例

災害時における炊き出しの実施等の防災に関する事業及び平常
時の学校給食の供給等の職域に関する事業を円滑に実施するた
め、むつ市防災食育センターを設置するものである。

⇒ 3月14日 (金) 原案可決

議案第13号 令和6年度むつ市一般会計補正予算
現在施工中の各工事について、年度内の完了が見込めない可能性があることから、繰越明許費を設定するものである。

⇒3月5日(水) 原案可決

議案第17号 令和7年度むつ市一般会計予算

⇒3月14日(金) 原案可決

3. 所管事務調査 3月5日(水)

総務教育常任委員会

調査事項:むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例施行後の取組状況について

【現状】

令和6年4月1日にむつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例が施行され、条例制定については市ホームページで周知を図っております。

条例施行からまだ1年弱ではありますが、多くの伝統行事及び民俗芸能に係わる方々から、「条例ができて励みになる」等のお言葉を頂戴いたしており、条例制定により伝統行事及び民俗芸能の継承発展の機運が大いに高まったものと認識しております。

また、各学校においては、条例の主旨を御理解賜り児童生徒に対し地域行事への参加を促すとともに、登校日の調整や伝統行事や民俗芸能に関する学習を行う等の御対応をいただいております。

その一方、集落単独で行う神楽等においては、若者の流出により、行事の担い手が不足し、中止や縮小を余儀なくされている保存団体が見受けられます。

【問題点】

令和5年度に実施した保存団体へのアンケートによる聞き取りでは、人がいない、関係者の高齢化で困っているとの回答があり、この状況は現在も続いていると思われま。

このほか、提灯等の用具や衣装等が経年劣化により傷んでおり、修繕や新調が必要な状況にあるとの回答がありました。

担い手不足は、人口減少の中では各保存団体共通の課題であるため、地区を中心とした皆様が参画し、様々な角度から意見を出し合って課題解決していくことが必要であると捉えております。

また、市民の皆様が、伝統行事への理解を深めていただくためには、各地区の伝統行事等を市民の皆様にごどのように紹介していくか考えていく必要があります。

そして、伝統行事等の運営に係る用具や衣装の修繕、新調についても支援の必

要があると考えております。

【対応策】

担い手不足の問題は、一保存団体の問題ではなく、市全体の課題として捉えており、難しい課題であると認識しております。

本条例においては、民俗芸能団体等の役割として、担い手の育成に努めることが示されておりますことから、教育委員会といたしましては、各民俗芸能団体の取り組みを支援することで、担い手不足解消に取り組んでまいりたいと存じます。

用具や衣装等の修理、新調につきましては、補助金や助成金の活用について周知を図っており、ご活用いただいておりますことから、引き続き民間団体の助成を含めて周知を図ってまいります。

今後におきましても各民俗芸能団体、市民の皆様、そして事業者の皆様が、本条例の理念に照らした活動に取り組んでいただけるよう、市の役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

報告第2号

令和6年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について（追加）

令和7年3月14日、市内小中学校及び市役所各課長からの推薦者について、むつ市教育委員会表彰規則に基づき受賞者を追加決定したので報告いたします。

●むつ市教育委員会表彰

市の教育行政の発展に功績のあった者を表彰し、市の教育の振興を促進することを目的として、平成7年度から継続して実施。

●表彰の範囲

むつ市教育委員会表彰表彰基準に基づき、主に、市の教育施設への備品等の寄贈者や寄附者に対して感謝状を、市内小・中学校の児童生徒のうち、スポーツ又は文化活動における優秀者に対して表彰状を授与。

●令和6年度受賞者

感謝状 7名

表彰状 102名